

ロータリーの綱領とその遵守義務

「ロータリーの目的は何ですか」という質問に対して、即座に適切な回答を返すことのできる人は極めて少ないと思います。これは「object of Rotary」の公式邦訳が「ロータリーの綱領」であって、「ロータリーの綱領」を説明すればすなわち「ロータリーの目的」を説明したことになるということに気付かない人が多いからです。

「object of Rotary」を「ロータリーの目的」と素直に訳しておけば何の問題も起こらなかったのに、どこかの愚かな日本人が、格好をつけて、これを「ロータリーの綱領」と訳してしまったために、「ロータリーの目的」を尋ねられても、即座に答えられない日本人のロータリアンを作ってしまったとも言えます。

いつごろから「ロータリーの綱領」という言葉が定着したのかを調べてみると、日本にロータリー運動が定着した当初は「ロータリーの目的」と「ロータリーの綱領」という二つの表現が共存していたことが判ります。

米山梅吉は 1930 年 5 月 25 日に発行された月信の中で「日本のロータリークラブは特にロータリー綱領の第六目的を達成するに偉大なる効果を収め居候ことと存候」という表現をしている一方で「ロータリーの第六の目的即ち世界平和の招來に資せんとする、社会の第一線に立てる教養ある人士を以て成れるに敬意を表す」とも述べており、

「ロータリーの目的」と「ロータリーの綱領」双方を使っています。すなわち、かなり早い時期から「ロータリーの綱領」という訳が通用していたことになりま。

井坂孝は 1932 年 8 月 20 日の月信で「ロータリーノ六ヶノ目的中何レニ大小輕重ハナキ管ナレドモ」と当時の 6 項目のロータリーの綱領を解説していますが、彼の在任中は「ロータリーの綱領」という表現は一切使わずに「ロータリーの目的」一本で通しています。

1939 年に京城(現在のソウル)で開催された第 10 回地区大会では「ロータリアンの主義精神」という表題の下で「ロータリーの目的」という用語が使われて、現在の「ロータリーの綱領」が紹介されています。

ロータリアンの主義精神

- ロータリーの目的は尊むべき事業の根本精神として奉仕の理想を奨励哺育するにあり、特に
- 一、奉仕の機会を作る為に交際を廣くすること
 - 二、商業又は専門的職業に於て崇高なる徳義上の標準を高め凡て有益なる職業の眞価を認め、亦社会奉仕の爲め職業そのものに權威あらしむること
 - 三、ロータリー合員はその個人と職業と社会的存在との別なく常に奉仕の理想を實際化して勵行すること

四、奉仕の理想に依って協力一致し、商業上又は専門的職業上に世界的和衷友誼の精神を持し、依って以って国際的諒解と友情及平和を促進すること

なお、戦後の RI 復帰以降の公式文献はすべて「ロータリーの綱領」という用語で統一されており、「ロータリーの目的」という表現は姿を消しています。

さて、「ロータリーの綱領」は四大奉仕に対応しており、これを具体的に説明したものであると説く人がいますが、これは間違いです。

何故ならば、四大奉仕が採択された 1927 年当時は「ロータリーの綱領」は 6 項目から成り立っており、4 項目ではなかったからです。

四大奉仕とは奉仕活動の実践に基づいた分類であるのに比して、綱領とはロータリーの思想や理念を含めた目的そのものを指していまから、本質的にその性格は異なったものです。

<1922 年 ロスアンゼルス大会>

ロータリーの目的は次の事項を奨励かつ育成するにある

1. すべての尊ぶべき事業の基礎として奉仕の理想
2. 実業および専門職業の道徳的基準を高めること
3. ロータリアンすべてがその個人、職業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること
4. 奉仕の機会として知り合いを広めること
5. あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること、そしてロータリアン各自が職業を通じて社会に奉仕するためにその職業を品位あらしめること
6. ロータリーの奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、理解、親善と国際間の平和を増進すること

これが現在の形の綱領になったのは、1935 年のメキシコシティ大会からです。1951 年に開催されたアトランティック・シティ大会において、国際ロータリーおよび標準ロータリークラブ定款が改正され、Objects of Rotary が Object of Rotary と単数形に改められたことによって、従来の四ヶ条の「ロータリーの綱領」が一ヶ条の本文と四項目の付随条項となって、現在と全く同じ「ロータリーの綱領」に変更され、今日に至っています。ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第 1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第 2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第 3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第 4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

なおロータリーの綱領を受諾し遵守することを条件にして、入会を認められるという定款上の規約は、定款が定められた当初から現在に至るまで変化することなく引き継がれています。

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。

各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

2008年4月25日